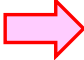

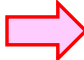
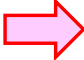
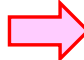


◎計画書補足資料

章	節・項目	変更前（素案）	変更理由		変更後（現案）	計画書 記載ページ
全体を通しての見直し	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・語句の修正、統一を行いました。</li> <li>・「てにをは」を修正しました。</li> <li>・第4章及び第5章の項目ごとの記載内容を【現状と課題】、【今後の方針】に統一しました。</li> <li>・【現状と課題】は文末を現在形に統一、課題について内容を整理しました。</li> <li>・第5章第2節の介護保険サービスの令和2年度の実績値（見込）、令和3年度以降の計画値を直近の実績に基づき修正しました。</li> </ul>		-	-
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	第2節 各種調査結果から見る主要課題 1 全国の主要課題 (4) 認知症高齢者数の増加	認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。国では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくため、「認知症施策推進大綱」に基づく取組みを進めています。	第4章第2節 認知症高齢者支援対策の推進（P51～55）と合わせて記載内容を整理し、「オレンジプラン」や「認知症施策推進大綱」の策定の経緯を追記しました。		認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。このような中、平成25（2013）年に「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が改められ、平成27（2015）年に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されました。さらに令和元（2019）年に「認知症施策推進大綱」が策定され、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、令和7（2025）年を目途に施策を推進していくことが示されました。	P22
第3章 計画の基本方針	第1節 計画の理念・目的・基本方針	介護保険制度は、制度創設以来、市町村自らが保険者となり保険制度を運営するなど、地方自治体が主体的な役割を果たすべきものとなっており、これまでの関係者の努力により、介護保険制度は高齢者やその家族を支える制度として定着してきました。	第7期計画の制度改正内容の追記など、介護保険制度改正の経緯を整理しました。		第7期計画では、地域包括ケアシステムの「深化・推進」と介護保険制度の持続可能性の確保を目指して、評価指標を明確に定め、保険者機能の強化を図ることで、高齢者の自立支援・重度化防止を着実に推進していくこと、医療・介護の更なる連携推進や介護医療院の創設などの制度改正が行われました。	P32

章	節・項目	変更前（素案）	変更理由		変更後（現案）	計画書 記載ページ
第3章 計画の基本方針	第2節 日常生活圏域の設定	<p>平成18（2006）年の介護保険制度改革に伴い、身近な生活圏域にさまざまなサービス拠点が連携する「面の整備」が求められるとともに、地域住民が公共サービスを含めたさまざまなサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能となるような基盤整備が必要となりました。</p> <p>国は今後の介護基盤の整備について、①「日常生活圏域」を基本的な単位とし、②「多様な地域性」を尊重しつつ、③当該地域における人的・物的資源を最大限活用し、④有機的連携を持ったサービス提供が行われることを基本とする必要があると示しています。</p> <p>本市においては、地理的条件、社会的条件、施設整備状況等を勘案し、以下のとおり23圏域で設定しています。</p>	過去の制度改革の記載内容を見直し、修正を行いました。		<p>日常生活圏域とは、その地域に居住している市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための資源の整備状況等を勘案し、市町村ごとに設定するものであり、本市においては、23圏域を設定し、サービスを提供してきました。</p> <p>第8期となる本計画においても、引き続き23圏域を設定し、施設サービス、居宅サービスの質の確保・向上を図るとともに、住み慣れた圏域での社会生活が継続可能となるよう基盤整備を進めていきます。</p>	P33
第4章 地域で支える仕組みづくり	第1節 地域包括ケアシステムの推進 2 地域包括支援センター運営の基本的な視点	<p>（1）現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の地域包括支援センターの包括的支援事業の業務従事者については、地域の高齢者人口の割合で配置人数が決まっていますが、国の目指す割合である高齢者1,500人に1人の従事数には至っていません。</li> </ul> <p>（2）今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6（2024）年度からの地域包括支援センターの委託先の再選定にむけ、令和4（2022）年度までに従事者数や圏域等の見直しを行い、令和5（2023）年度に受託法人へ向けての説明会及び令和6（2024）年度からの受託法人の選定を行います。</li> </ul>	地域包括支援センター職員の配置基準について、国が目指す基準は社会情勢に応じて変更があるため、表現を修正しました。		<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の地域包括支援センターの包括的支援事業の業務従事者については、国の基準に沿った地域の高齢者人口の割合で配置人数を決めていますが、国の目指す基準も社会情勢に応じて変更があります。</li> </ul> <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6（2024）年度からの地域包括支援センターの委託先の再選定にむけ、令和4（2022）年度までに従事者数や圏域等の見直しについて検討を行い、令和5（2023）年度に受託法人へ向けての説明会及び令和6（2024）年度からの受託法人の選定を行います。</li> </ul>	P43

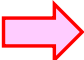
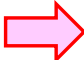
章	節・項目	変更前（素案）	変更理由		変更後（現案）	計画書 記載ページ
第4章 地域で支える仕組みづくり	第1節 地域包括ケアシステムの推進 3 医療と介護の連携	—	8つの事業項目のうち（カ）～（ク）の事業内容が分かりやすいよう頭出しを行いました。		（カ）医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者（多職種）がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得するための研修会を開催しています。 （キ）地域住民への普及啓発 地域住民を対象としたシンポジウム等を開催し、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行っています。 （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 平成31（2019）年4月より、社会的・経済的に関係のある近隣の市や町と「西九州させほ広域都市圏事業」の一環として、在宅医療・介護連携推進事業のうち（カ）医療・介護関係者の研修・（キ）地域住民への普及啓発）について広域で取り組んでいます。	P45～46
第4章 地域で支える仕組みづくり	第2節 認知症高齢者支援対策の推進	（全体的に記載内容を見直しているため省略）	第2章第2節 1全国の主要課題 （4）認知症高齢者数の増加（P22）と合わせて記載内容を整理し、55ページに認知症の体系図を追加しました。 また、【現状と課題】及び【今後の方針】の記載内容に重複等があったため整理しました。		（全体的に記載内容を見直しているため省略）	P51～55
	第4節 成年後見制度利用促進基本計画	5 現状から見える課題 ・制度や利用助成に対する周知が足りない。 ・相談窓口の周知が足りない。 ・後見制度についての関心が全体的に低い。	令和元年度から実施している後見申立費用の助成等の利用実績がないため、5 現状から見える課題 に制度の周知不足を追加しました。		5 現状から見える課題 ・成年後見制度に対する周知が足りない。 ・後見申立費用や後見報酬の助成等の制度利用支援に対する周知が足りない。 ・成年後見制度に関する相談窓口の周知が足りない。 ・成年後見制度についての関心が全体的に低い。	P61
第5章 サービスの現状と計画	第2節 介護支援の充実	【第8期の方針】 ◆適正な介護サービスの提供 ・介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の既存の事業所におけるサービスの質の向上に努めます。	介護施設の整備について、今後の高齢者人口の減少などを見据え、積極的に行わないことを明記しました。		【第8期の方針】 ◆適正な介護サービスの提供 ・介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の整備については、将来の高齢者人口の減少や支え手となる生産年齢人口の減少を見据え、積極的には行わず、既存の事業所におけるサービスの質の向上に努めます。	P69

章	節・項目	変更前（素案）	変更理由		変更後（現案）	計画書 記載ページ
第5章 サービスの現状と計画	第2節 介護支援の充実 I 介護保険サービス 1 居宅サービスの現状と見込量 (3) 各サービスの現状と見込量 ⑩特定施設入居者生活介護	【現状と課題】 利用者はほぼ横ばい状態にあります。 各サービスにおいて一定数の待機者はいるものの減少傾向にあり、他の入所施設の整備状況等から、充足が図られたものと考えます。	施設整備を行わないため、その理由を整理しました。		【現状と課題】 各施設サービスにおいて一定数の待機者はいるものの、令和3年度をピークに高齢者数は減少に転じる見込みであることや他都市と比較して整備が進んでいることから、充足が図られていると考えます。	P80
	第2節 介護支援の充実 I 介護保険サービス 2 地域密着型サービスの現状と見込量 ⑥認知症対応型共同生活介護	【現状と課題】 利用者数は、ほぼ横ばい状態にあります。 認知症高齢者の増加に伴い、利用を希望する方が多いサービスではありますが、第7期介護保険事業計画期間中に必要数の整備を図ったことと、入居待機者が減少傾向にあることから、充足が図られたものと考えます。	施設整備を行わないため、その理由を整理しました。		【現状と課題】 認知症高齢者の増加に伴い、利用を希望する方が多いサービスではありますが、第7期介護保険事業計画期間中に必要数の整備を行ったことや令和3年度をピークに高齢者数は減少に転じる見込みであることから、一定の充足は図られていると考えます。	P92
	第2節 介護支援の充実 I 介護保険サービス 2 地域密着型サービスの現状と見込量 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	【現状と課題】 施設数に変動はなく、利用者数もほぼ横ばいになっています。	施設整備を行わないため、その理由を整理しました。		【現状と課題】 施設数に変動はなく、利用者数もほぼ横ばいになっています。 令和3年度をピークに高齢者数は減少に転じる見込みであることから、定員30名以上の介護老人福祉施設とあわせて、充足が図られているものと考えます。	P93
	第2節 介護支援の充実 I 介護保険サービス 2 地域密着型サービスの現状と見込量 ⑧看護小規模多機能型居宅介護	【現状と課題】 第7期介護保険事業計画期間中に新たに整備を行い、一定の充足は図れています。	サービスの現状と課題の記載内容が不足していたため、追記しました。		【現状と課題】 第7期介護保険事業計画期間中に新たに整備を行い、一定の充足は図れています。 医療的ケアが必要な在宅生活を送る要介護者にとって必要なサービスであることから、サービスの提供体制の維持と質の向上を図る必要があります。	P95

章	節・項目	変更前（素案）	変更理由		変更後（現案）	計画書 記載ページ
第5章 サービスの現状と計画	第2節 介護支援の充実 Ⅰ 介護保険サービス 3 施設サービスの 現状と見込量 ①介護老人福祉施設	【現状と課題】 入所待機者の解消のため、第5期及び第6期 介護保険事業計画期間中に計画的に整備を進 めてきたことから、一定の充足は図られていま す。 【今後の方針】 第8期介護保険事業計画期間中の整備は行わ ず、原則、現状の施設数と床数を維持するこ ととし、引き続き、事業者と連携し、サービ スの質の確保と向上に努めます。ただし、既 存の介護老人福祉施設をユニット型個室に改 修することにより、介護老人福祉施設として 指定する必要が生じた場合は、随時指定を行 います。	施設整備を行わないため、そ の理由を整理しました。 また、【今後の方針】の記載 内容を簡潔な表現に修正しま した。		【現状と課題】 第5期及び第6期介護保険事業計画期間中に 計画的に整備を進めてきたことや令和3年度 をピーク高齢者数は減少に転じる見込みであ ることから、一定の充足は図れていると考え ます。 【今後の方針】 第8期介護保険事業計画期間中の整備は行わ ず、引き続き、事業者と連携を図りながら、 ユニット化を含めたサービスの質の向上に努 めます。	P97
	第2節 介護支援の充実 Ⅰ 介護保険サービス 3 施設サービスの 現状と見込量 ④介護医療院	【現状と課題】 介護療養型医療施設等からの転換により、令 和2年10月末現在で4事業所が開設してい ます。 【今後の方針】 第8期介護保険事業計画期間中の整備は行わ ず、介護療養型医療施設及び医療療養病床等 から転換の意向があれば、転換を図っていき ます。	【現状と課題】に平成30年度 に創設されたサービスである 旨の記載を追加しました。 また、【今後の方針】の記載 内容について、他の施設サー ビスと表現を合わせました。		【現状と課題】 平成30年度に創設された新たな施設サービ スです。介護療養型医療施設等からの転換に より、令和2年10月末現在で4事業所が開 設しています。 【今後の方針】 第8期介護保険事業計画期間中の新たな整備 は行わず、引き続き、事業者と連携を図りな がら、サービスの質の向上に努めます。介護 療養型医療施設及び医療療養病床等から転換 の意向があれば、転換を図っていきます。	P100
	第3節 高齢者の尊厳と権利 を守る環境づくり 1 相談体制充実事業 (2) 認知症対策	(全体的に記載内容を見直しているため省略)	箇条書きとなっていたものを 修正し、内容も整理しまし た。		(全体的に記載内容を見直しているため省略)	P111
	第3節 高齢者の尊厳と権利 を守る環境づくり 2 高齢者虐待防止事 業 (1) 高齢者虐待防 止・対応事業	地域包括支援センターが9か所設置され、相 談窓口が広がったこともあり、虐待の相談通 報は養護者からの虐待や、養介護施設従事者 等による虐待ともに増加傾向にあります。 高齢者の尊厳を守るため、関係機関相互の連 携を図り、高齢者虐待防止と早期発見・早期 対応を行えるよう体制整備の推進を図りま す。  (【今後の方針】は、全体的に記載内容を見 直しているため省略)	前文の虐待が増加していると の記載部分が正確ではないた め削除しました。 また、【今後の方針】が箇条 書きとなっていたものを修正 し、内容も整理しました。		高齢者の権利や尊厳を守るため、関係機関相 互の連携を図り、高齢者虐待の早期発見・早 期対応が行える体制整備の推進を図ります。  (【今後の方針】は、全体的に記載内容を見 直しているため省略)	P112



章	節・項目	変更前（素案）	変更理由		変更後（現案）	計画書 記載ページ
第5章 サービスの現状と計画	第3節 高齢者の尊厳と権利 を守る環境づくり 3 権利・財産保護事業 (2) 成年後見制度 申立事業	また、経済的に後見等申し立てが困難な人に対しては、申立費用や後見等報酬費用の助成を行い、制度の活用を図っていきます。	【今後の方針】に市長申立てについての記載を追加しました。		また、成年後見制度の申し立てができない高齢者については、市長による申し立てを行うとともに、経済的に後見等申し立てが困難な人に対しては、申立費用や後見等報酬費用の助成を行い、制度の活用を図っていきます。	P114
	第3節 高齢者の尊厳と権利 を守る環境づくり 3 権利・財産保護事業 (3) 養護老人ホーム	【今後の方針】必要な方を適切に措置できるよう、定員数を維持します。	【今後の方針】を定員数を維持することから、適切な措置を行うことに変更しました。また、【実績と計画】についても定員数から措置者数に変更しました。		【今後の方針】現在の入所状況から、今後入所者が増加しても、当面对応が可能な状態です。措置が必要な申請者に対して、適切に措置を行います。また、施設との意見交換を行いながら、地域における公益的な取組みの促進を図ります。	P114
	第4節 地域における生活支援サービスの充実	-	他の節と記載項目が合うよう、【現状の分析】、【今後の課題・問題点】、【第8期の方針】を追記しました。		(全体的に記載内容を追加しているため省略)	P115
	第6節 生きがいと社会参加の促進 2 社会参加の基盤整備 (3) 地域活動	さらに、公立公民館をコミュニティセンターへ移行し、より柔軟な地域活動を行える施設にし、コミュニティセンターを拠点とした「地区自治協議会」の活動・運営を支援することで、住民主体の自治に向けた取組みを推進します。	【今後の方針】に記載しているコミュニティセンターは、計画期間にはすでに移行済みとなるため、記載内容を修正しました。		さらに、コミュニティセンター（旧公立公民館）を拠点とした「地区自治協議会」の活動・運営を支援することで、住民主体の自治に向けた取組みを推進します。	P126
	第6節 生きがいと社会参加の促進 3 住みやすいまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進	(全体的に記載内容を削除しているため省略)	③斜面地対策 は、バリアフリーの推進についての特筆すべき取組みを行っていないため、削除しました。 ④公園 は、①公共施設に含まれ、同じようなバリアフリーの推進に努めているため、削除しました。		-	P127

章	節・項目	変更前（素案）	変更理由		変更後（現案）	計画書 記載ページ
第5章 サービスの現状と計画	第6節 生きがいと社会参加 の促進 3 住みやすいまちづ くりの推進 (4) 高齢者の暮らし の安全確保	—	高齢者の運転免許証自主返納 について、【現状と課題】に 追記しました。		また、高齢者の運転免許証自主返納促進のため、返納者が受けられるサービスや特典について本市ホームページなどを利用した情報提供を行っています。	P130
第6章 介護保険にかかる事業 費の見込み		現在策定中	—		第6章 第1節から第6節を記載しています。	P132～ 137